令和6年度(公財)佐賀県スポーツ協会広報誌SAGAスポーツピラミッド増刊号「S. unite 第5号」制作業務委託契約書

公益財団法人佐賀県スポーツ協会を甲(以下「甲」という。)とし、_____を乙(以下「乙」という。)として、甲と乙は、甲が委託した印刷物の作成業務について、次のとおり委託契約を締結する。

第1条(目的)

甲は、仕様書に基づき印刷物の制作を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- 1. 品名 令和6年度(公財)佐賀県スポーツ協会広報誌SAGAスポーツピラミッド増刊号「S. unite 第5号」制作業務委託
- 2. 規格 A4
- 3. 数量 50.000部
- 4. 委託料 円 (うち消費税及び地方消費税 円)
- 5. 納入期限 令和7年2月20日
- 6. 納入場所 佐賀県スポーツ協会、県内中学校及び高等学校
- 7. 契約期間 本契約締結日から納入期限(令和7年2月20日)まで

第2条(契約保証金)

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定に準じ免除する。

第3条 (委託業務の処理方法)

乙は、委託業務を甲が別に定める令和6年度「(公財)佐賀県スポーツ協会広報誌 SAGA スポーツピラミッド増刊号「S. unite 第5号」制作仕様書」及び甲の指示に従って処理しなければならない。

第4条(仕様変更)

仕様変更等により委託料変更が必要となった場合には、速やかにその旨を相手方に通知し、甲 乙協議の上変更する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について 書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第6条 (権利の譲渡等の禁止)

乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲度し、又は引き受けさせてはならない。 第7条(委託料の請求および支払)

乙は、甲に成果品を納入後、甲に対して請求書を提出し、甲は当該請求書の請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

第8条(不良品等)

乙が、甲に納入した成果品の全部または一部に不良品等が発見された場合、甲はその事実と処置について乙と協議する。

第9条(校正の責任)

校正は甲の責任において履行し、甲による校了後、製造された印刷内容に誤りが発見された場合、その責は甲に帰属する。

第10条 (成果品の欠陥)

乙が、甲に納入した成果品に関して、当該成果品を使用する第三者から成果品の欠陥に関する訴訟あるいは苦情等が甲に対して提起された場合でも、乙の製作、加工自体を直接の原因とする場合には、その責について甲、乙協議する。

第11条(納入)

乙は、指定納入期日、納入場所に納品書を添付のうえ納入する。

第12条 (納入期限の変更)

乙は、乙の責によらない不可抗力その他の事由により、甲の指定納入期限までに成果品を納入できない場合には、直ちに甲にその理由と納入時期等を連絡し、善処すべく甲と協議する。

第13条 (履行遅滞の場合における遅延利息)

乙は、自己の責めに帰すべき理由により、期日内に成果品の納入ができない場合は、遅延日数に応じ、委託料の未履行部分に相当する額の14.5パーセントの割合で算定した金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、前条の規程による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

第14条 (契約の解除)

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、第1条に定める契約期間中に業務を遂行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- 2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第1条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

第15条(機密保持)

甲および乙は、本契約を通じて知り得た相手方および相手方の取引先の情報(個人に関する情報等含む。以下「機密情報」という。)を機密として保持し、第三者に開示、漏洩しないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受けたときに、既に公知または公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責によらない事由により、公知または公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく、合法的に入手したもの。
- (5) 相手方から開示を受けた後に、開示された事項と関係なく、独自に開発したもの。

第16条 (権利の帰属)

仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物(以下「本件成果物」という。) は甲の所有とする。

- 2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

- 4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- 5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む)が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第17条(貸与品の所有権)

製作、加工のために甲が乙に貸与した原稿、原稿見本等の所有権はすべて甲に帰属し、当該業務終了後は速やかに甲に返還する。

第18条(企画、デザイン等の権利)

乙によって製作された企画およびデザイン、撮影された画像、映像に関する権利は甲に帰属する。

第19条 (個人情報の保護)

乙は、この委託業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第20条(情報セキュリティの保護)

乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

第21条(反社会的勢力の排除)

乙は、甲に対し、本契約時において、乙(乙が法人の場合は、代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動・社会運動標ぼうロゴ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、甲の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と甲が判断する資料を提出しなければならない。

第22条(反社会的勢力に関わる契約の解除)

甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、本件契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償 する責を負わない。また、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

第23条(天災などによる履行不能)

乙は、天災その他のやむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を甲に対し申し出るものとする。

第24条 (費用の負担)

この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

第25条(協議)

この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 佐賀市日の出二丁目1-11 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 会 長 山口 祥義

乙